

契約段階での適正水準の労務費等の確保に向けて

住宅生産団体連合会

20241226

1. 住宅業界における見積りや契約における労務費・雇用に必要な経費の現状

- 元請（ハウスメーカー）が作成した発注見積金額が一次下請（工務店）への発注金額となることが多い。元請の CAD・CAM システムで詳細に拾われた積算に対する信頼度は高く、一次下請の中には自ら手拾いで見積りをしないところもある。また、元請にとって、一次下請は工務店以外には電気工事店、給排水設備工事店がある。
- 元請と下請は協議のうえ、その金額を決定するが、その協議の中で元請は自らの必要な経費を判断し、一次下請はこれまでの経験から請負可能な受注金額か否かを判断し、相互に納得のうえ請負契約を締結している。
- 一次下請である工務店は、自らの必要な経費を確保しながら二次下請（基礎工事店、屋根工事店など）に発注する。住宅業界の場合、一次下請と二次下請は狭い地域の中である程度固定化されており、継続的に仕事を続けるためにも互いに良好な関係であることが多い（一般的に三次下請以降は無い）。
- 元下間、下下間の契約書（発注書・請書）に添付される見積書には、具体的な労務費、雇用に必要な経費（福利厚生費、安全衛生費など）が明記されることは殆ど無い。また、小規模な工事店や一人親方においては紙面による契約書を交わさないケースも見受けられ、見積りも〇〇㎡（坪）で一式いくらという形など、明細の記載が無い場合が多い。

2. 住団連における今後の取組方針

- 末端の工事店や一人親方が、福利厚生費、安全衛生費等を外出しにした標準見積書式を用いて労務費を記載した見積書を作成し、それを添付した請負契約締結を可能とするためにはどうしたらよいか議論し、方策を検討、策定し、実施したい。

3. 住宅分野で適正水準の労務費等を確保するための提案

労務費を確保した見積・契約慣行を定着させるために各主体が取り組むべきことについて

- 1) 住宅連会員企業や会員団体傘下の企業と契約する下請業者

- 労務費を支払う基礎となる、雇用する技能者に対する賃金を定めた雇用契約を確実に行う。(この際いわゆる偽装一人親方問題も解決させる)
- 労務費、雇用に必要な経費を記載した見積書の作成に取り組み、書面での請負契約の締結を行う。
- そのためには作りやすい見積書のフォームや作成ソフトなどの準備も必要であり、特に零細事業者や一人親方に対する国から補助の充実を望む。

☆一人親方でも容易に労務費や必要経費を明記した見積書が作成可能なソフトが必須と考える。そのためには労務費計算のための職種毎の労務費のデータテーブルの作成が必要であり、それを踏まえた標準労務費の策定が重要と思われる。

2) 住団連会員企業（大手ハウスメーカー）・会員団体

- 各地の工事店会議を通じて勉強会を開催し、特に自力では難しい工事店、一人親方には直接または間接的に指導する。
- 下請に対し、技能者を大事にすることが品質確保に繋がり、施主や発注者にとっても安心して工事を任せられる会社であることの PR になることを理解してもらう。

3) 発注者（個人の施主）に対し

- 住宅の品質を確保し、安心したアフターサービスを享受するにはそれなりの費用がかかることを理解してもらい、極端に安い工事費を掲げ、品質や安全管理などに疑問のある悪徳業者との違いを判断できるよう、住宅業界が率先して様々な機会を通じて情報発信を行い、周知する必要がある。